

独立監査人の監査報告書

平成22年5月20日

財団法人 交通遺児育英会

会 長 清 水 司 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青山 裕 治 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

吉田 亮 

当監査法人は、財団法人交通遺児育英会の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21年度の下記の財務諸表及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

記

I 財務諸表

1. 貸借対照表総括表
2. 正味財産計算書総括表
3. 一般会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
4. 高等学校奨学金特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
5. 大学等奨学金及び一時金特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
6. キャッシュ・フロー計算書
7. 財産目録

II 収支計算書

1. 収支計算書総括表
2. 一般会計の収支計算書
3. 高等学校奨学金特別会計の収支計算書
4. 大学等奨学金及び一時金特別会計の収支計算書

この財務諸表等の作成責任は会長にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、会長が採用した会計方針及びその適用方法並びに会長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財団法人交通遺児育英会の平成21年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、財団法人交通遺児育英会の平成21年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

財団法人交通遺児育英会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

平成22年5月21日

財団法人 交通遺児育英会
会長 清水 司 殿

監事 森井通世 
監事 小栗 洋 

当監事は、財団法人交通遺児育英会寄付行為第11条の規定に基づき、平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の監査の結果を、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 各監事は、理事会及び臨時理事会等に出席し、理事及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- (2) 当該事業年度に係る財産の運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- (3) 当該事業年度に係る財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録)及び収支計算書について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- (4) 会計監査人(新日本有限責任監査法人)からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

2. 監査の結果

- (1) 理事の職務の執行に関しては、不正な行為又は法令もしくは寄付行為に違反する事実は認められません。
- (2) 財産の運用に関しては、寄付行為又は資産運用規程に則り適正に運用されていると認めます。
- (3) 財務諸表等に関しては、公益法人会計基準に則り適正かつ正確に表示していると認めます。
- (4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上